

船舶事故等調査報告書

平成24年3月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011那第53号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年12月1日 05時00分ごろ	
発生場所	鹿兒島県与論町 <small>よろん</small> 与論島北側の浅礁 与論町所在の与論港灯台から真方位062° 2.6海里付近 (概位 北緯27° 04.2′ 東経128° 26.4′)	
事故等調査の経過	平成23年12月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 漁船 幸正丸 <small>こうせい</small> 、4.9トン 船舶番号、船舶所有者等 KG3-35367（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	船底右舷側に破口	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船首約0.8m、船尾約1.5mの喫水で沖縄県沖縄島北部の東岸沖において、そでいか旗流し漁を操業したのちに3時間ほど仮眠し、時化てきたので与論島茶花港<small>ちやばな</small>に向けて与論島東岸沖を速力約5ノットで目視により島の状況を確認しながら北進した。</p> <p>船長は、左舷側に見える与論島東側を同島の北端と思って左転したところ、平成23年12月1日05時00分ごろ同島北側の浅礁に乗り揚げた。</p> <p>本船は、潮が満ちるのを待って僚船により離礁し、付近の船だまりにえい航され、茶花漁港へ陸送された。</p>	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3 海象：潮汐 低潮時	
その他の事項	船長は、約4年前に本船を購入したが、その前に乗っていた漁船の頃から30数年の間何度となく、本事故発生場所を航行した経験があった。 船長は、救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、与論島東岸沖を北進中、船長が、目視で島の状況を確認しながら航行し、船位を確認していなかったことから、同島東側を同島の北端と思い込んで左転し、与論島北側の浅礁を航行していることに気付かず、同浅礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、与論島東岸沖を北進中、船長が、船位を確認していなかったため、同島東側を同島の北端と思って左転し、与論島北側の浅礁を航行していることに気付かず、同浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	